

# リサイクルできない 紙ごみ

## 横浜市内の古紙問屋からメッセージ

以下の紙ごみは再生紙にならないので、集団回収等で絶対に出さないで下さい。家庭・オフィス等から古紙を排出する場合、これらを混ぜると、再生利用可能な「その他の紙」も、すべてがごみ(廃棄物)になってしまいます。ご注意願います。製紙原料として使用できない古紙は、古紙問屋にて廃棄物とされ「ごみ減量」にはなりません。さらに余分な経費負担となり、正常なリサイクルの妨げとなります。どうかご理解の上、ご協力を宜しく御願ひ申し上げます。

●写真  
(印画紙)

●油紙

●感熱紙

●紙コップ・  
紙皿

●カップ麺の容器  
(紙製であっても不可)

●石鹸の  
個別包装紙

●ヨーグルト・  
アイスクリームの容器  
(紙製であっても不可)

●洗剤の容器  
(紙製であっても不可)

下段4品目は、2007年4月より、横浜市でも燃やすごみとされています。

※以上の紙ごみを集団回収の集積場所に出されると、回収業者は引き取ることが出来ないため放置される恐れがあります。

### 出し方についてのお願い

雑誌(本・冊子等)は「その他の紙」と一緒にしないで分けて出して下さい。  
半透明のごみ袋に「その他の紙」を入れるのは、ごみと間違えるので避けて下さい。  
「その他の紙」は紙袋に入れて下さい。紙袋がない場合は包装紙に包んで、包装紙がない時は新聞紙に包んで「その他の紙」と書いて出して下さい。包んだ場合、梱包にガムテープ等は使わずにヒモで縛るかホチキスで数箇所留めてください。

●お問い合わせ

横浜市古紙ディーラー連絡協議会

<http://www.yokohama30-koshi.net/>

●紙リサイクルの情報窓口

財団法人 古紙再生促進センター

<http://www.prpc.or.jp/>